食安輸発 0903 第 1 号 平成 2 1 年 9 月 3 日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課 輸入食品安全対策室長 (公 印 省 略)

チーズの腸管出血性大腸菌 0103 の検査法について

標記については、平成 21 年 6 月 18 日付け食安輸発第 0618002 号別紙(平成 21 年 7 月 15 日付け食安輸発 0715 第 1 号最終改正)にて示しているところですが、本検査法により検出された VT 遺伝子陽性菌の血清型別試験において、0103でないことが判明した場合には、下記のとおり対応いただくようお願いします。

記

1 血清型別試験において、0103 でないことが判明した場合には、次の血清型の該否ついて確認すること。

026、055、086a 、091、0111、0119、0121、0128、0145 、0157、0159 及び 0161

2 1に示す血清型の腸管出血性大腸菌が検出された場合には、当該チーズは食品衛生法第6条第3号違反として取り扱うこと。